

## 事業系ごみ処理手数料について

## 1 改定理由

平成25年7月1日施行の家庭ごみ有料化に伴い、家庭ごみ及び事業系一般廃棄物等の処理手数料の比較から、ごみ処理手数料負担の均衡を保つため、事業系一般廃棄物（し尿を除く。）又は大型ごみの処分に対する手数料についても相応の負担増を求めるとともに、周辺自治体に合わせ、単位基準を現行の20キログラム当たりから10キログラム当たりへ改めることとする。

これは、平成23年3月の苫小牧市廃棄物減量等推進審議会答申書『家庭ごみの有料化について』の付帯事項で、「事業系ごみの処理手数料については、ごみ処理原価に基づいて、周辺自治体の水準等を参考に適正化を図るべき」とされていることから検討を行っているものです。

## 2 改定内容

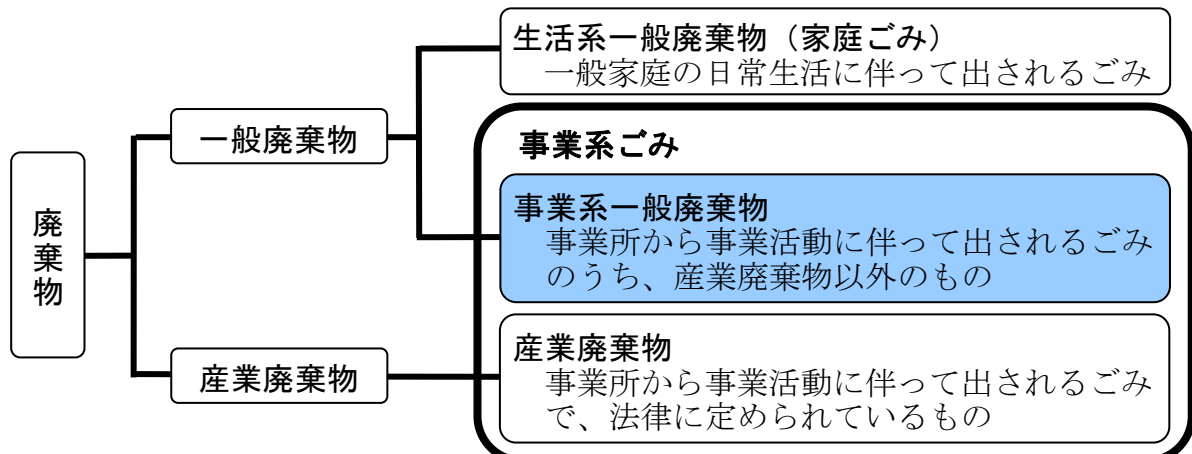
苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例  
別表1（第23条関係）

廃棄物の処理の区分	金 額	
	現 行	改 定
第15条第3項第2号に掲げる事業系一般廃棄物（し尿を除く。）又は大型ごみの処分	20キログラムにつき 220円	10キログラムにつき 120円～170円の 範囲で検討中
平成25年7月1日改定（予定）		

※ 事業系ごみ処理手数料の額を計算する場合において、10キログラム未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

## 3 改定対象

- (1) 事業系一般廃棄物（可燃物及び不燃物）
- (2) 一般廃棄物処理施設へ市民から直接搬入される大型ごみ



## 4 改定根拠

家庭ごみ有料化によるごみ処理手数料が1リットル当たり2円であることから平成22年度家庭ごみ組成分析結果を基にリットル数に換算して求めた20キログラム当たりの市民負担額と現行の事業系ごみ処理手数料の額との比較を行うと、同手数料の額を改定することが適当であるものと考えられる。

### (1) ごみ袋1リットル当たりのごみの重量について

平成22年度に実施した組成分析結果から得た可燃物の単位体積重量に、種類別の推計組成率を乗じて得た重量の合計であるごみ袋1リットル当たりのごみの重量を算出する。

ただし、ごみ袋に入っているごみ量は90%程度であると見込み、補正する。

可燃物	種類	H22推計重量 (t)	推計組成率 (%)	単位体積 (kg/l)	1l当重量 (kg/l)	90% (kg/l)
	紙類	13,806	39.00	0.07	0.19	0.17
	厨芥類	15,777	44.56	0.35		
	プラスチック	2,687	7.59	0.02		
	布・木類	2,678	7.56	0.08		
	ゴム・皮革類	148	0.42	0.08		
	金属類	122	0.35	0.10		
	ガラス類	18	0.05	0.42		
	陶器等雑物類	167	0.47	0.15		
	合計	35,403				

不燃物	種類	H22推計重量 (t)	組成率 (%)	単位体積 (kg/l)	1l当重量 (kg/l)	90% (kg/l)
	紙類	18	0.46	0.07	0.14	0.13
	厨芥類	0	0.00	0.35		
	プラスチック	1,890	48.89	0.02		
	布・木類	5	0.13	0.08		
	ゴム・皮革類	111	2.87	0.08		
	金属類	633	16.37	0.10		
	ガラス類	942	24.37	0.42		
	陶器等雑物類	267	6.91	0.15		
合計	3,866					

※ 平成22年度は、ごみ袋1リットル当たり可燃物では0.17キログラム、不燃物では0.13キログラムが入っているものと推測される。

## (2) ごみ処理原価について

平成18年度から22年度までの可燃物、不燃物及び資源物を含めたごみ1トン当たりの処理原価については、次のとおり推移している。

(円/t)

	H18	H19	H20	H21	H22
家庭ごみ	37,403	35,336	34,199	32,333	35,628
事業系 一般廃棄物	22,898	21,282	23,087	18,723	19,900

## (3) 家庭ごみ有料化に伴う20キログラム当たりの市民負担額について

(1)による家庭ごみ1リットル当たりのごみの重量を基に、平成22年度のごみ量割合を使用して20キログラム当たりのごみ容量に換算する。

これにより、1リットル当たりのごみ処理手数料2円から市民負担額を算出する。

平成22年度家庭ごみにより推計する市民負担割合

	1ℓ当重量 (kg/ℓ)	ごみ量割合 (%)	20kg当ごみ 容量 (ℓ)	1ℓ当手数料 (円)	市民負担額 (円/20kg)	処理原価に対す る市民負担割合
可燃物	0.17	81.93	96	2	192	30.9%
不燃物	0.13	8.95	14	2	28	
資源物	—	9.12	—	—	—	
合 計	—	100.00	110	—	220	

## (4) ごみ量20キログラム当たりの処理手数料の比較について

有料化時における家庭ごみ (可燃物及び不燃物) (円/20kg)	現行の事業系ごみ処理手数料 (円/20kg)
220	220

※ このことから、家庭ごみ有料化に伴うごみ量20キログラム当たりの市民負担額が、現行の事業系ごみ処理手数料の額と並んでしまうことから、手数料負担の均衡を保つため、同手数料の額を市民負担額以上に改定することが適当であると考えます。

(5) 事業系一般廃棄物の処理負担割合の推移について

年度	処理原価 (円/20kg)	事業系ごみ処理手 数料 (円/20kg)	排出者負担 割合 (%)	苫小牧市負担 割合 (%)
平成18年度	457.96	90	19.7	80.3
平成19年度	425.64	90	21.1	78.9
平成20年度	461.74	90	19.5	80.5
平成21年度	374.46	160	42.7	57.3
平成22年度	398.00	220	55.3	44.7

(6) 道内各市の事業系一般廃棄物の処理手数料について

道内主要10市

自治体	処理手数料	
	焼却処理 (円/10kg)	埋立処分 (円/10kg)
札幌市	170	170
帯広市	160	
苫小牧市	110	
江別市	110	
北見市	90	
釧路市	80	
旭川市	75	104
小樽市	71	
室蘭市	50	
函館市	33.6	33.6

近隣市

自治体	処理手数料	
	焼却処理 (円/10kg)	埋立処分 (円/10kg)
千歳市	100	
恵庭市	92	
北広島市	84	
登別市	50	

※ いずれも平成24年4月1日現在

※ 各市、単位基準については10キログラム当たりが多いため、苫小牧市の手数料の額についても10キログラム当たりに換算して比較を行う。

※ 苫小牧市の事業系一般廃棄物の処理手数料は、現在、道内主要10市中、3番目の高さ水準となっている。

## (7) 埋立焼却処分手数料改定の考え方について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条  
 「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

事業系ごみの処理手数料については、処理原価の全額とするべきである。

	現 行	単純改定
処理原価 (円/20kg)	398	398
事業系ごみ処理手 数料 (円/20kg)	220	<b>398</b>
苫小牧市負担割合 (%)	44.7	0.0
排出者負担割合 (%)	55.3	100.0

札幌市を超え、  
道内トップの金  
額となり、周辺  
自治体との均衡  
が図れない！！

- ・処理原価は毎年変化するものであることから、実質困難
- ・排出者にとっては、この数年間で急激な負担額の増加となる
- ・周辺自治体との均衡も考慮する必要がある（(6)の表参照）